

EC サイト の構築・改修

の費用を支援 します！



本事業は、橋本市の地場産品や特産品のブランド化、「はしもとブランド」の認知度向上などを図ることにより、市の産業のさらなる活性化と発展を目的としています。

申請期間

令和7年 **4月3日** (木) ~
令和8年 **1月30日** (金)

補助率・補助上限額

補助率 **1/2**
補助上限額 **20** 万円

*予算の上限に達し次第終了

補助対象事業

- 自社型 EC サイトを構築・改良する事業
- モール型 EC サイトに自社のウェブページを構築する事業

* 自社製品を販売することを目的とするものに限りです。

* 事業期間内に EC サイトを完成させることが要件です。

* 自社製品とは、橋本市内で、生産、加工又は製造しており、自社の名前で販売するものです。

* 補助対象期間は 令和8年2月27日までです。

補助対象者

- 中小企業者 または 農林水産業者

* 法人: 市内に登録された本店または支店を有する

* 個人: 市内に住所及び主たる事業所を有する



橋本市 産業振興課 産業支援係

TEL: 0736 - 33 - 1247

MAIL: sangyo@city.hashimoto.lg.jp

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日は除く)



▲市 HP(EC)

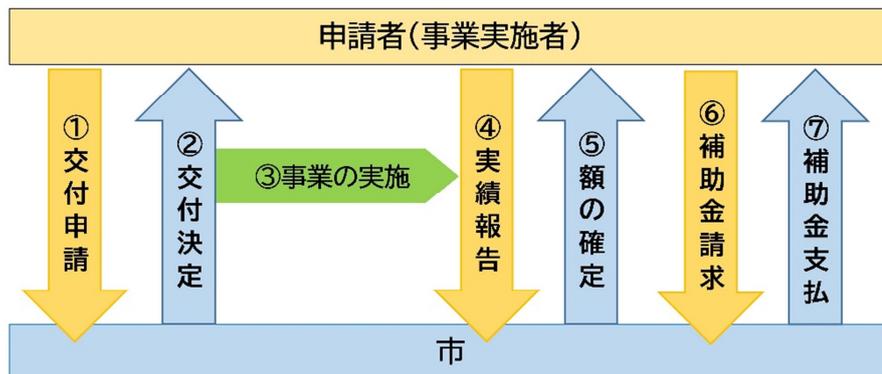
補助対象経費

<p>① 委託費</p> <p>自ら実行することが困難な業務の一部を第三者に委託するための費用</p>	<p>② 専門家利用費</p> <p>専門家の技術指導や助言に要する経費</p>	<p>③ サービス利用費</p> <p>サービス利用に要する経費</p>
---	--	--------------------------------------

*補助対象となる経費は、次の条件をすべて満たすものとなります。

1. 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
2. 交付決定日以降の契約又は発注により発生した経費
3. 証拠書類等によって金額、支払い、内訳等が確認できる経費
4. 補助対象期間中に実施したことに要し、期間中に支払いまで終了する経費

事業実施の流れ



《注意事項》

①交付申請 ②交付決定

交付決定日以降に発生した費用が補助対象のため、余裕をもって申請してください。

③事業の実施

補助事業完了予定期日までに支払いまで完了

④実績報告実績報告

事業完了から1月以内または2月末日いずれか早い方までに報告

- ・出店申込のみ交付決定前(②前)に行うことができます。
ただし、支払日が交付決定日以前となる場合は補助対象となりません。
- ・事業期間内(③中)に出店を確定させる必要があります。出店審査に時間を要する場合はご注意ください。
(例)出店審査がある場合、出店審査の結果を得ないまま実績報告(④)を行うことはできません。
- ・出店ができるのは、額の確定(⑤)を受けてからです。

必ず「募集要項」をご確認ください！！